

避難所の開設・食品の給与・飲料水の供給等

災害発生直後の避難生活の拠点として、自治体が避難所を開設します。また、災害により流通に支障が生じ、食料や飲料水が購入できない、自宅で調理ができない、自宅の水道水が出ないなどの場合、避難所において NPO 等による炊き出しや食料の給与、給水車による飲料水の供給等を実施します。



- 在宅、車中泊等で避難生活をしている方も、避難所で配布する物資（食料、飲料水、ミルク、おむつ、生理用品など）や簡易な日用品（タオル、歯ブラシ、石鹸など）、「住まい」や「生活」に関する情報・相談、救護所がある場合は医療サービスなどを受けることができます。
- 高齢者や障害者など通常の避難生活に配慮が必要な方は、福祉避難所や一般避難所内の要配慮者スペースなども利用できます。（配慮が必要な方以外は、原則として、福祉避難所の利用はご遠慮ください。）
- 各自治体において、ホテル・旅館や研修所等も避難所として利用できる場合があります。
- 飲料水については、給水車が避難所を巡回しますので、巡回時間をご確認ください。（給水袋も用意しておりますが、数に限りがありますので、使い終わった給水袋は再利用にご協力ください。）
- 詳細は自治体のホームページをご確認いただくか、最寄りの避難所におたずねください。



留意事項

- 災害やその避難生活において、床に直接寝るような環境での寝泊まりが続くことにより、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）や、ほこり等を吸い込むことによる健康被害を引き起こす可能性があります。
- そのような生活環境による健康被害等を防止するため、避難所には、段ボールベッド等の簡易ベッドや、プライバシーを確保できるようパーティション（間仕切り）等も用意しています。
- 普段の生活と違うと考えずに、みんなの健康のためにご協力をお願いします。

ブルーシートの展張（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）

災害により屋根等に被害が生じた住家には、次の雨に備えて、

- ・屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
 - ・損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の浸入の防御
 - ・アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前を歩行する方々への安全確保（2次被害防止）のため）
- などに対して自治体から救助が受けられます。

- 対象：屋根、外壁、建具（窓や玄関）等に損傷があり、ひとたび雨が降れば浸水を逃れない方で、自治体から「準半壊以上」（相当）と判断された方にあります。
※「準半壊以上」（相当）の判断は、自治体職員による現場確認又は被害を受けた方が持参した写真で判断します。
- 期間：できるだけ速やかに実施してください。
- 支援内容：①ブルーシート、ロープ、土のう等の資材の現物給付（自治体で支給する資材）
②修理業者・団体によるブルーシート展張等の修理費用（資材を含む。）



自治体で支給が可能な資材＜一世帯当たりの目安数量＞		
品 名	数量	規格や金額
ブルーシート	3枚	※3000又はこれに準ずる耐候性を有する製品（サイズ:5.4m×7.2m 参考価格:3,000円程度）
ビニールハウスロープ	1巻	マイカ線又はこれに準ずる耐久性等を有する製品（長さ:300m～500m 参考価格:3,000円程度）
防水テープ	3巻	エースクロス011又はこれと同等の粘着性能を有する製品（サイズ:20m×100mm 参考価格1,000円程度）
土のう袋	50枚	UVブラック土嚢又はこれに準ずる耐候性を有する製品（サイズ:15kg 参考価格50円/枚程度）

留意事項

- ブルーシート等の資材は、自治体から受け取って下さい。
- ブルーシートの展張を修理業者に依頼する際は、資材費と修理費について自治体から支払われます。（資材を支給した場合は、修理費だけとなります。）
- 修理業者との契約は自治体が行います。（現金を給付する制度ではありません。）
また、限度額を超えた費用は、ご本人の負担になります。
- 1人での作業は非常に危険です。作業はできるだけ適切な装備（ヘルメットや安全帯）を装着して、高所作業の経験者と2人以上で行いましょう。
- 住家が対象となります。物置、倉庫、駐車場等は対象となりません。
- 修理前、修理後の写真が必要です。修理業者に撮影を依頼しましょう。
- 破損状況を箇所別に撮影してください。カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

被災されたみなさまへ

災害時の

「住まい」と「生活」の 再建に向けて

このリーフレットは、災害発生後、被災された方に、支援制度を知ってもらうために作成しています。災害時に受けられる支援制度は、災害の規模や被害の程度により異なりますので、制度を活用する際は、自治体にご確認ください。



内閣府（防災担当）

令和7年3月作成

各種手続に必要な「り災証明書」

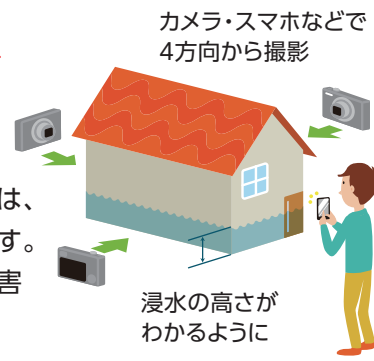
「り災証明書」は、災害による住宅の被害の程度等を証明する書類です。被災者生活再建支援金などの申請のほか、税金の減免、各種融資などの様々な申請に必要になります。

- 交付窓口は、各市町村です。
- 申請すると、市町村職員による住宅の被害認定調査が行われ、後日、調査結果に基づき「り災証明書」が交付されます。
- 手続には、申請書、身分証明書等が必要です。

留意事項

**カメラでもスマホでも結構です。
被災した自宅の状況を
写真で撮影してください。**

※修理や片付けをしてしまってからでは、正確な調査が困難となってしまいます。修理などをする前にあらかじめ、被害箇所の写真を撮ってください!



都道府県・市町村の問い合わせ先

被災住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）

日常生活に必要な必要最小限度の部分の修理は、自宅が一定の被害（大規模半壊、中規模半壊、半壊（半焼）又は準半壊）を受けた世帯に対して、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するものです。

- 工事費用の限度額は、お住まいの自治体におたずねください。
※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は、1世帯とみなされます。
※全壊であっても、修理すれば住居が可能なら、対象とすることができます。
※現金を支給する制度ではありません。
- 日常生活に必要な必要最小限度の部分の修理に当たっては、自治体が修理業者と契約します。
（修理限度額を超える工事費用は自己負担です。）
- 詳しくは「住宅の応急修理Q&A」で検索ください。
- 住宅の被害を受け公営住宅等を避難先として短期間利用された方であれば、応急修理の実施が可能です。



修理に必要な書類

- 1 住宅の応急修理申込書
- 2 り災証明書（写し）
- 3 修理前の被害状況が分かる写真
- 4 修理見積書（修理業者に作成を依頼してください。）
※希望する業者が無い場合は各市町村が業者を紹介します。
- 5 資力に関する申出書（中規模半壊、半壊及び準半壊の方）

留意事項

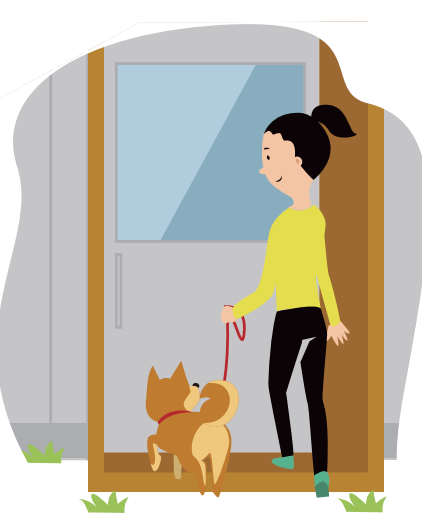
- カメラでもスマホでも結構です。自宅の被災した状況を写真で撮影してください。
- 修理業者との契約は自治体が行いますので、被災された方自らが契約をしないでください。
- 万が一、自ら契約をして修理を実施しても、修理代金を支払う前に、まずは最寄りの自治体にご相談ください。
- 申込書等は、自治体又は自治体が設置する住宅相談窓口で受け取ってください。

応急仮設住宅への入居

応急仮設住宅は、自宅が倒壊するなど住むことができなかった場合に入居するものです。

入居対象者は以下のとおりです。

- ①住宅が全壊、全焼又は流出等の被害を受けた方
- ②住宅の被害は半壊又は大規模半壊であっても、住宅として利用ができない方*
- ③地すべりにより避難指示を受けているなど長期にわたり自らの住居に居住できない方



※プレハブ、木造、モビルの建設型、民間賃貸を利用した賃貸型など、様々な応急仮設住宅があります。

*半壊又は大規模半壊となり、住宅として利用ができない場合の具体例

- ⑦ 損壊家屋等取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い、自らの住居に居住できない方
- ⑧ 水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
- ⑨ 屋根等が損傷し、屋内浸水により、住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方 など

- 賃貸型の仮設住宅は、世帯人数に応じて家賃が設定されていますので自治体に確認をしてから物件の検討を行ってください。（現金を給付する制度ではありません。）
- 自宅での居住が難しい等の場合には、公営住宅に一時的に入居できる場合もあります。詳細は自治体におたずねください。

留意事項

- 応急仮設住宅の貸与期間は最長で2年間です。その間に恒久的な住まいの確保を行ってください。
- 応急修理が1か月を超え、上記①、②に該当する場合には、最長で6か月間、仮設住宅に入居することが可能です。なお、工事が完了した場合は、速やかに退去していただくこととなります。
- まず、自分で物件を探す前に自治体又は自治体の設置する住宅相談窓口にご相談ください。
- 民間賃貸住宅を利用した仮設住宅に入居する場合は、家賃上限を超えないようにしてください。（家賃上限を超えると、仮設住宅の入居対象になりませんのでご注意ください。）
- 高齢の方や障害をお持ちの方は、自治体に相談の上、仮設住宅を決定してください。（病院に近い物件、低層階、バリアフリー住宅への入居など窓口でご相談ください。）
- ペット連れの方も自治体に相談の上、応急仮設住宅を決定してください。

災害に便乗した悪質商法への注意喚起

- 被災地では災害に便乗した悪質な施工業者による、高齢者を狙った杜撰な工事や高額な費用請求などが発生したとの報告があります。こうした修理業者は被災者の心理に付け入り、言葉巧みに勧誘をし、その場で契約を迫ってきます。

- まずは、修理の契約をする前にお住まいの自治体に相談してください。

- また、契約後、不安に思った場合やトラブルになった場合には、直ちに「消費者相談センター」や「国民生活センター」に相談してください。

見守り 新鮮情報

台風で屋根が破損し雨漏りしたので、慌てて手元にあったチラシの業者に電話して来てもらった。応急処置としてブルーシートを掛けてもらい、**屋根のふき替え工事**をしてもらうことになったが約**200万円**と

高額だった。もっと安い屋根材を使うようお願いしたが、「これしか扱っていない」と言われた。雨漏りで困っていたこともあり**契約**したが、やはり高額なので解約したい。（70歳代 女性）



©Kurosaki Gen

慌てないで！ 災害後の住宅修理トラブル

ひとこと助言



本文イラスト：黒崎 玄

- 自然災害が起きた後は、住宅修理や便乗商法などの様々な相談が寄せられます。困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

- 豪雨や台風など自然災害による被害で、住宅の修理等が必要な場合でも、慌てずに複数の事業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりした上で慎重に契約しましょう。

- 安心して依頼できる事業者について、日ごろから情報を集めておくことも大切です。

生活必需品の給与・貸与

住宅が全壊、全焼、流失又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な方に対して行うものです



対象品目

- ① タオルケット、毛布、布団などの寝具
 - ② 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツなどの下着
 - ③ タオル、靴下、靴、サンダル、傘などの身の回り品
 - ④ 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレトペーパーなどの日用品
 - ⑤ 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具などの調理道具
 - ⑥ 茶碗、皿、箸などの食器
 - ⑦ 暑さ、寒さ等による健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機、電気ストーブ又はこれに準ずるもの
 - ⑧ 高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具などの消耗器材
- ※対象品目の詳細は、自治体により異なる場合もありますので自治体にご確認ください。

認められない品目

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、エアコン、電子レンジ、オーブンレンジ、ドライヤーなどの家電製品

留意事項

- 基準額は被害の程度、世帯人数及び夏期・冬期によって異なります。お住まいの自治体におたずねください。
- 支給品は、世帯人数により上記基準額の範囲内までの申請となります。（見舞品ではないため、全ての品目を給与又は貸与する訳ではありません。）
- 申請窓口は、自治体になります。自治体で申請様式を受け取りください。
- 手続には、申請書のほかに、り災証明書、身分証明書等が必要になります。
- 現金を給付する制度ではありません。現物を給与・貸与することになりますので、お届け先を確認します。

災害弔慰金、災害障害見舞金

災害弔慰金は、一定の自然災害により死亡した方の遺族に対し、弔慰金を支給する制度です。
災害障害見舞金は、一定の自然災害により重度の障害を受けた方に対し、見舞金を支給する制度です。
※詳細については自治体におたずねください。

【ご家族が亡くなられた場合】

- 災害弔慰金
 - 受給遺族：死亡した者の死亡当時における
 - ① 配偶者、子、父母、孫、祖父母
 - ② 兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
 - 支給額：生計維持者が死亡した場合 500万円
その他の者が死亡した場合 250万円

【重度の障害を受けた場合】

- 災害障害見舞金
 - 受給者：災害により重度の障害（両眼失明、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者
 - 支給額：生計維持者の場合 250万円
その他の者の場合 125万円

災害援護資金の貸付

一定の自然災害により被災された方の生活の立て直しのため、貸付を受けることができる制度があります。
※詳細については自治体におたずねください。

○災害援護資金貸付金

- 受給者：対象災害により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者
 - 貸付限度額
 - ① 世帯主の1か月以上の負傷 150万円
 - ② 家財の1/3以上の損害 150万円
 - ③ 住居の半壊 170万円（250）
 - ④ 住居の全壊 250万円（350）
 - ⑤ 住居の全体が滅失若しくは消失 350万円
- （注）被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は（ ）内の額

○所得制限

- 世帯人員あたりの市町村民税における前年の総所得金額
・1人（220万円） ・2人（430万円） ・3人（620万円） ・4人（730万円）
・5人（1人増すごとに730万円に30万円を加えた金額）
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあては、1,270万円とする。
- 貸付利率：年3%以内で条例で定める率（据置期間中は無利子）
 - 据置期間：3年（特別の場合5年）
 - 償還期間：10年（据置期間を含む）

学用品の給与

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小・中学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して行うものです。（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外。）



対象品目

- ① 教科書及び正規の教材
学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑など
- ② 文房具及び通学用品
 - a. ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規など
 - b. 傘、靴、長靴など
 - c. 運動靴、体育着、カステネット、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具など

留意事項

- 学用品の給与は、災害による就学の遅延を防止する観点から行うものです。見舞品ではないため、全ての品目を給与又は貸与する訳ではありません。
- 基準額はお住まいの自治体におたずねください。
- 絵具のセットや書道のセット等は、内容物毎に判断ください。
- 申請窓口は、自治体又は学校になります。自治体又は学校で申請様式を受け取りください。
- 現金を給付する制度ではありません。現物を給与・貸与することになりますので、お届け先を確認します。

住宅再建のための災害復興住宅融資



住宅金融支援機構HP

災害復興住宅融資は、住宅金融支援機構が提供する、住宅復旧のための建設資金、購入資金または補修資金に対する融資です。地震や大雨等の自然災害で住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」を地方公共団体から交付されている方がご利用いただけます。
※被災住宅が既に復旧されている場合、原則として融資をご利用いただけません。

災害復興住宅融資の主な特徴

- 全期間固定金利
お申込み時点で融資金利が確定し、借入期間中の返済額を確定できます。
 - 高齢者向けの多様な再建支援制度
お子さま等の後継者に協力いただいで申し込む「親子リレー返済」や「親孝行ローン」、満60歳以上の方がご利用いただける「高齢者向け返済特例」といった高齢者の住宅再建に係る支援制度もあります。
 - 融資手数料および保証料は不要
- お申込みいただける方
次の①から④までの全てに当てはまる必要があります。
 - ① 災害*により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方（り災証明書は原本提示の上、写しの提出が必要です。）
 - ② ご自身もしくは被災した親等が居住するための住宅
 - ③ 年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担額）が基準（年収400万円未満：30%以下、年収400万円以上：35%以下）を満たしている方
 - ④ 日本国籍の方または永住許可等を受けている外国人の方
*災害とは、自然災害による災害もしくは機構が指定した災害を指します。

○お借入れ条件の概要

	建設資金		購入資金	補修資金
	土地取得あり	土地取得なし		
融資限度額	5,500万円	4,500万円	5,500万円	2,500万円
返済期間	最長35年			
返済方法	元利均等返済 または 元金均等返済			
担保（抵当権）	原則、融資の対象となる建物と敷地に機構のための抵当権を設定していただきます。 ※建設および購入の場合には、第1順位の抵当権の設定が必要です。 ※融資額が300万円以下の場合には、抵当権の設定は不要です。			
受付期間	原則、り災日から2年間 ※被災者生活再建支援金（加算支援金）の申請期間や応急仮設住宅の供与期間が延長となる場合は、それぞれの最終日の属する月の末日まで延長されます。			
り災証明書（被害の程度）	住宅が「全壊」した旨のり災証明書 ※住宅が「大規模半壊」「中規模半壊」または「半壊」した旨のり災証明書の交付を受けている場合は、被災住宅の修理が不能または困難である旨を借入申込書へ記入することにより申し出ていただきます。（一部損壊）等は対象外です。）		住宅に被害が生じた旨のり災証明書	

満60歳以上の方は「高齢者向け返済特例」がご利用いただけます

毎月のお支払いは利息のみで、借入金の元金は申込人（連帯債務者を含む。）全員がお亡くなりになったときに手元金や融資物件の売却代金等により一括してご返済いただく仕組みのため、月々のご負担を低く抑えられます。



< お問合せ先 > 住宅金融支援機構お客さまコールセンター
（災害専用ダイヤル） 0120-086-353（通話無料）
※営業時間 9:00～17:00（祝日・年末年始を除き、土日も営業しています。）

被災者の生活再建のための支援金の給付

被災者生活再建支援金は、自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活再建を支援するために支給されます。

- 対象となる自然災害：1市町村で10世帯以上全壊した災害等
 - 対象となる被災世帯
 - ① 全壊世帯
 - ② 解体世帯（半壊解体・敷地被害解体）
 - ③ 長期避難世帯
 - ④ 大規模半壊世帯
 - ⑤ 中規模半壊世帯
- ※詳しくはお住まいの自治体におたずねください。



■全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
		建設・購入	200万円	
① 全壊	100万円	補修	100万円	200万円
② 解体		賃貸(公営住宅除く)	50万円	150万円
③ 長期避難		建設・購入	200万円	250万円
④ 大規模半壊	50万円	補修	100万円	150万円
		賃貸(公営住宅除く)	50万円	100万円
		建設・購入	100万円	100万円
⑤ 中規模半壊	—	補修	50万円	50万円
		賃貸(公営住宅除く)	25万円	25万円

【申請窓口】 市町村

【申請に必要な書類】

基礎支援金：り災証明書、住民票の写し（※）、預金通帳の写し 等
※支援金支給申請書へマイナンバーを記載することで住民票の写しは添付不要となります。

加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）の写し等

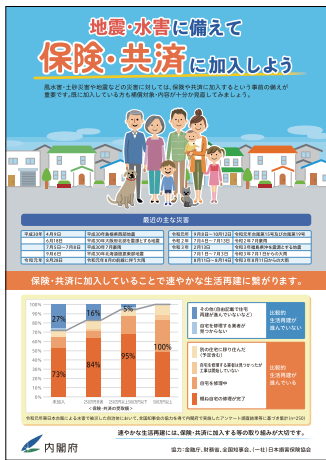


留意事項

- 住家の被害程度を示す「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」は市町村の発行するり災証明書に記載があります。
- 店舗や空き家等は対象外となります。
- 解体世帯は、半壊等の被害を受け、やむを得ない理由で解体に至った場合に申請可能です。
- 長期避難世帯の認定は、都道府県が行います。
- 「基礎支援金」・「加算支援金」それぞれ、申請期限がありますので、期限内に申請してください。
- 【申請期限】 基礎支援金：災害発生日から13月以内
加算支援金：災害発生日から37月以内

速やかな生活再建のために保険・共済が重要です！

風水害・土砂災害や地震などの災害に対しては、保険や共済に加入するという事前の備えが重要です。
既に加入している方も補償対象・内容が十分か見直してみましょう。



- 地震や水害で住家が被災すると、再建費用は大きなものとなり、行政の支援金などでは不足する場合があります。
- 保険・共済に加入することで、大切な住宅や家財への被害に備えることができます。

補償される範囲は、どの保険・共済に加入するかによって異なります。

（詳しくは、各保険会社・共済団体に確認しましょう）

※共済については、原則、出資金を納めて組合員となることが利用の前提となるので、趣々の共済団体に確認ください。



例えば、一般的な火災保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害は補償されませんので、それらに備えるためには「地震保険」を付帯する必要があります。また、ご加入の火災保険に「水災補償」が含まれていない場合もあるため、補償される範囲をご確認ください。



地震から家を守るために！

出典：日本損害保険協会HP

地震で住宅が被災すると、再建費用は大きなものとなり、行政の支援金などだけでは不足する場合があります！

備えて安心地震保険の話

住宅等の被災の備えとして「地震保険」が有効です。火災保険では地震による被災は補償されませんので、備えの一つとして「地震保険」をご検討ください。

日本損害保険協会作成チラシへ

生活を守る！防災・減災情報（地震）

住宅の耐震診断や家具の転倒防止など、今できることから備えましょう！

日本損害保険協会作成チラシへ

